

北海道告示第 10269 号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 5 年 2 月 2 4 日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

こころの健康 SNS 相談事業委託業務

(2) 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の流行により、社会経済を取り巻く環境が大きく変化し、先行きの見えない不安や生活様式の変化等により、心労を抱えた人々が増加していると想定され、現状が長期化すれば、精神疾患の発症や、さらには自殺者数の増加につながることを懸念されるため、SNS を活用し、コミュニケーションが苦手な方でも安心して気軽に相談できる仕組みを通年的に構築することで、心のケアが必要な方を早期に発見し、包括的な支援を行うことを目的とする。

(3) 事業内容等

ア 相談体制の整備

委託業務を円滑に行うため、次に示す体制を取ること。

(ア) 相談員の配置

- a 業務処理責任者 1 名
- b 相談員監督者 1 名
- c 相談員 1 名

(イ) 相談員への研修

相談印の資質向上を図り、相談に適切に対応できるよう、研修を実施すること。

(ウ) 緊急時の対応体制の整備

緊急性の高い相談を受理した場合に備え、障がい者保健福祉課及び関係機関と常時連絡がとれる体制をとること。

イ LINE を活用した相談事業

(ア) 回線数

2 回線

(イ) 相談時間

- a 平日、土曜、祝日 18 時～ 22 時
- b 日曜 18 時～翌 6 時

ウ 業務の報告

受託者は、次に示す当日の相談対応状況等を障がい者保健福祉課あて電子データによる報告すること。

(ア) アカウント登録者数

(イ) 相談者の延べ人数及び実人数

(ウ) 相談対応件数

(エ) 相談対応率

(オ) 相談内容及び相談者の分類別件数

(カ) 緊急対応を行った件数

(キ) 電話相談等の関係機関へつなげた件数

また、「相談者の分類別件数」の分類は、障がい者保健福祉課と協議の上決定する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次の資格を全て満たす者であること。

- (1) こころの健康相談に関する専門的な知見を有しており、夜間・緊急時の対応、関係機関との連携等を含む相談対応を、迅速かつ適切に行うことができる体制を確保できる者であること。
- (2) SNS相談の実績があり、事業の実施に必要な経歴、資格、経験を有する相談員を配置していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (9) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税
 - イ 本部が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請書の交付場所
次の場所で交付する。
郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで)
なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を担当者（メールアドレス：musha.tetsuya@pref.hokkaido.lg.jp）に申し込むこと。
また、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.html>）においてダウンロードすることができる。
 - イ 申請書の提出期限 令和 5 年 3 月 6 日（月）午後 5 時 30 分必着
 - ウ 申請書の提出方法 持参、郵送（書留郵便）又は電子データによる提出とする。
 - エ 申請書の提出場所 3 の（1）のアに同じ。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和 5 年 3 月 9 日（木）午後 5 時 30 分必着
- (2) 提出場所 3 の（1）のアに同じ。
- (3) 提出方法 持参、郵送（書留郵便）又は電子データによる提出とする。

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 連絡先 電話番号 011-231-4111（内線：25-740）

9 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。